

様式第15号（規則第25条関係）

一般廃棄物処分業許可証

指令環第519号

事業所所在地 大館市花岡町字堤沢42番地
事業所名 株式会社エコリサイクル
代表者 代表取締役 梶原 史洋

令和6年3月4日付で申請のあった一般廃棄物処分業について、大館市廃棄物の処理及び再利用に関する条例第37条第2項の規定により次の条件を付して許可する。

記

1. 取扱廃棄物の種類 一般廃棄物（ごみ）
2. 処 分 の 別 中間処理（破碎・選別）
3. 許 可 期 間 令和6年4月1日～令和8年3月31日
4. 許 可 条 件 別紙注意事項を遵守すること。なお、取り扱うことができる廃棄物は下記に限る。
 - ・使用済家庭用機械器具類及びその構成部材類
 - ・自治体及び一部事務組合の一般廃棄物処理施設等から排出される不燃物

令和6年3月8日

大館市長 福原 淳 嗣

